

坂田社労士事務所便り

労働組合組織率が 34 年ぶりに上昇

◆「労働組合基礎調査」の結果から

全国の労働組合の推定組織率が、2009 年 6 月末時点で前年を 0.4 ポイント上回る 18.5%となり、1975 年以来 34 年ぶりに上昇したことが、厚生労働省の「労働組合基礎調査」で明らかになりました。

同省では、経済状況の悪化で、パート労働者の労働組合加入が大幅に増加したことや、組織率を計算する際の分母となる雇用者数が約 5,455 万人と前年比で約 110 万人減少したことが要因だとみているようです。

◆組合数は減少

同調査では、全国 2 万 6,696 の労働組合を対象に 2009 年 6 月末時点の状況を調査しています。これによると、組合員数は約 1,007 万 8,000 人で、前年同期比で約 1 万 3,000 人増となっていますが、組合数は 269 減少しています。

また、推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は、18.5%で前年比 0.4 ポイント上昇となりました。

労働組合員数を産業別にみると、製造業が最も多く約 275 万 3,000 人で全体の約 3 割を占め、次いで卸売業・小売業が約 114 万 8,000 人となっています。

◆パートタイム労働者の状況等

パートタイム労働者の組合員数は約 70 万人で前年比約 8 万 4,000 人増となっており、全労働組合員数に占める割合は 7.0%、推定組織率（パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値）は 5.3%となりました。

主要団体別の組合員数では、連合（日本労働組合総連合会）が約 683 万 2,000 人と前年比約 7 万人増加しているのに対し、全労連（全国労働組合総連合）が約 88 万 3,000 人と前年比約 1 万 1,000 人減、全労協が約



14 万人と前年比約 3,000 人減（全国労働組合連絡協議会）となっています。

◆団体交渉の要求が増加する可能性も

不況による影響で雇用情勢が悪化する中、従業員からすれば雇用維持・雇用確保等を掲げる労働組合への期待はますます高まります。

その反面、事業主にとってみれば、労働組合から団体交渉を求められるリスクが高くなってきます。団体交渉を求められることのないよう、常日頃からしっかりとした労務管理を心掛けておくべきでしょう。

仕事・上司・年収に対する正社員の満足度

◆民間会社によるインターネット調査

株式会社 NTT データ経営研究所が、インターネットを利用して 12 月上旬に実施した「ビジネスパーソンの就業意識調査」（企業で正社員として働く 1,038 人が回答）の結果を発表しました。

ここでは、このアンケート結果のうち、正社員にとっての仕事・上司・年収に対する「満足度」などの項目について見ていきたいと思えます。御社の社員の方の「満足度」は以下の結果と比べていかがでしょうか？

◆「現在の仕事にどの程度満足しているか？」

「大いに満足している」(8.3%)、「どちらかといえば満足している」(53.4%)と回答した人を合わせると、約6割(61.7%)の人が、現在の自分の仕事に満足していることがわかりました。

◆「現在の上司にどの程度満足しているか？」

「大いに満足している」(9.7%)、「どちらかといえば満足している」(45.7%)と回答した人を合わせると、5割以上(55.4%)の人が、職場における自分の上司に満足していることがわかりました。なお、「大いに不満がある」と回答した人は15.8%でした。

◆「現在の収入にどの程度満足しているか？」

「大いに満足している」(2.6%)、「どちらかといえば満足している」(33.8%)と回答した人を合わせると4割以下(36.4%)でした。収入面に関しては満足していない人が多いことがわかります。なお、「大いに不満がある」(20.6%)と「どちらかといえば不満がある」(43.0%)と回答した人を合わせると6割以上(63.6%)に上りました。

◆「年収があと最低どのくらいアップして欲しいか？」

全体で最も多かった回答は「50~100万円未満」(32.1%)で、次に「100~200万円未満」(29.7%)が多く、両者を合わせると「50~200万円未満」のアップを希望する人の割合が6割以上(61.8%)を占めました。さらに「50万円未満」、「50~100万円未満」、「100~200万円未満」を合計すると、76.2%の人が「年収の不足額は200万円未満」と感じていることになります。

取引先倒産による 連鎖倒産防止のための共済制度

◆中小企業の連鎖倒産を回避できるか？

新聞によれば、中小企業庁では、取引先倒産による中小企業の連鎖倒産を防ぐため、共済制度の拡充に関する改正案を国会に提出する予定とのこと。

拡充されるのは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済」(通称：経営セーフティ共済)制度です。

◆「経営セーフティ共済」とは？

同制度は、取引先が倒産して売掛金が回収できなくなった加入者に対し、共済金を無利子・無担保・無保証人で貸し付ける制度であり、全国の中小企業の約7パーセントに相当する約29万3,000社が加入しています。

現在の制度では、貸付限度額は「回収困難な売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍の額」のうちいずれか少ない額で、最高で3,200万円となっており、返済期間は5年間、返済方法は54カ月で均等分割による毎月返済となっています。

掛金月額は、5,000円から8万円までの範囲(5,000円刻み)で自由に選ぶことができ、掛金総額が320万円になるまで積み立てられ、払い込んだ掛金は、税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入することができます。

◆今回の改正案の内容

同制度の中で、貸付限度額である「3,200万円」を「8,000万円」まで引き上げるのが、今回の改正案です。

これは、企業の倒産件数が増加し、1件当たりの負債総額も高額になり、回収できなくなった売掛金債権の満額を借りることができなかった企業が、2006年度で加入企業の約13%に達したためです。限度額の引上げにより、この13%という数値が5%程度に抑えることができると試算されています。

2008年には同制度の新規加入者が急増したものの、ここ数年では減少傾向が続き、制度の運営が不安定になると指摘されています。中小企業庁では、さらに加入者を増やして不況の長期化による倒産増に備えたい考えのようです。

